

京都市告示第376号

平成21年9月4日京都市告示第238号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の表について、一部を次のとおり変更します。

令和5年10月18日

京都市長 門川 大作

「

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地
公益財団法人京都地域創造基金に対する寄附金	京都市下京区五条通高倉西入る万寿寺町143 いづつビル3階

を

」

「

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地
公益財団法人京都地域創造基金に対する寄附金	京都市伏見区深草越後屋敷町40-1-1階

に改める。

」

(行財政局税務部税制課)